

R2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R2. 5. 25	R2. 6. 4	・令和2年5月19日午前8時6分前後の、都営バスナンバー2399車両のドライブレコーダーの映像。 ・ドライブレコーダー設置運用基準（平成23年3月31日 22交自第2171号）	7	1		1													（第7条第2号） 当該映像データに記録されている顔等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、また、顔が識別可能な程度に記録されていない場合であっても、当該映像データの記録された日時や場所等を特定した請求であることから、乗客及び通行人の持ち物の映像等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性があるため。 （第7条第6号） 当該映像データについては、開示することにより、カメラの死角等が明らかとなり、車内外において種々の犯罪の実行が容易になるなど、車内外の防犯を目的とする対策上支障が生じ、都営の運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	自動車部 営業課	
2	R2. 4. 20	R2. 6. 5	都営バス各営業所・支所の運行計画概要書	103	1																自動車部 計画課	
3	R2. 5. 24	R2. 6. 5	・交通局報の作成に掛かる費用と発行部数についてわかるもの ・令和元年交通局報4月号、5月号	56		1					1										（第7条第4号） 契約書及び内訳書の資料に押印されている印影は、公にすることにより、当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を助長するおそれがあるため。 （第7条第2号） 交通局報に記載のある委託事業者の従業員の氏名及び写真は、特定の個人を特定できる情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。	総務部 お客様サービス課
4	R2. 6. 1	R2. 6. 10	・令和2年2月28日付31総人職第1131号「都庁における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」 ・令和2年2月28日付事務連絡「交通局における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」	9	1																職員部 労働課	
5	R2. 6. 5	R2. 6. 15	「デジタル行先表示器 コントロールパネル注入用行先表示データ」単色・フルカラー 最新データ全営業所・支所分	1077	1																自動車部 車両課	
6	R2. 4. 20	R2. 6. 16	都営バス運行表（全営業所分）	4645	1																自動車部 計画課	
7	R2. 6. 8	R2. 6. 17	新宿線防水扉定期点検及びシリンドラ等整備委託 31交建工第732号 上記工事に係る、総括書、種別内訳書、代価明細表	10	1																建設工務部 保線課	
8	R2. 6. 8	R2. 6. 22	・早稲田自動車営業所（電気設備）改修工事 ・（仮称）有明自動車営業所整備電気設備工事 上記工事に係る工事設計内訳書、共通費算定書、共通費率算定書、代価表	168	1																	建設工務部 建築課
9	R2. 6. 17	R2. 6. 25	・日暮里・舎人ライナー軌道検査委託 ・地下鉄軌道検測委託 上記工事に係る、委託総括書、種別内訳書、代価明細表	47	1																	建設工務部 保線課
10	R2. 4. 28	R2. 6. 26	お客様の声カード（平成31年度分）の内160件及び令和2年度分のうち1件	293		1						1									（第7条第2号） ○公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ○個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人が特定できるもの。 （第7条第6号） ○お客様は、自身が申告した情報が公にされないことを前提としてお客様の声を申し入れており、当該箇所を公にすることにより、交通局の信用・信頼が失われ、交通局の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。	自動車部 営業課